



障がい者と健常者が ともに働きやすいユニバーサルな 環境を構築

特定非営利活動法人 ボランティア杜の家



企業プロフィール



特定非営利活動法人
ボランティア杜の家
代表者：理事長 保木本茂雄
〒004-0846
北海道札幌市清田区
清田六条3-1-1
TEL 011-888-6670
FAX 011-888-6678

業種および主な事業内容
社会保険・社会福祉・介護事業、訪問介護事業

従業員数
65名（平成17年6月1日現在）うち障がい者数2名
＜内訳＞
肢体不自由者2名

事業所の概要と障がい者雇用の経緯

平成10年6月、保木本理事長が自宅を拠点にして一人で始めたガイドヘルプ（移動介助）のボランティアが活動の出発点。平成13年10月には北海道知事から特定非営利活動法人に認証され、本格的に介護サービス事業を開始した。

平成15年7月、支援費事業所中央センターの開設に際し、理事長と知的障がいのある子供の家族で組織する「びっぷる」代表者との出会いを契機に、障がい者との交流が始まり障がい者雇用の呼び水になる。平成16年6月には、ハローワーク札幌東の紹介で、介護支援専門員資格取得者の重度身体障害者（両下肢まひ2級の車椅子使用者）を雇用することになった。

「社会に恩返しをしたい」との思いで介護サービス事業をスタート

障がい者になって見えてきた世界

「中村さんと成澤さんには本当に頑張ってもらっています」。保木本茂雄理事長は満足そうにこう語る。

建設業を営んでいた保木本理事長は、48歳のときに心臓を患い、内部障害一級の身体障害者になった。仕事への復帰も難しく、第二の人生を考えた末にたどり着いた新しい仕事が、ボランティアと福祉だった。

保木本理事長は、「自分自身が障がい者になってみると、それまで考えたこともなかった世界が見えてきたし、障がい者の方の気持ちがほんとうによく分かるようになりました。そこで、社会に恩返しをするつもりでこの世界に飛び込んだ」という。

北海道の諮問機関、障がい者会議の公募委員を務めたのがきっかけとなり、以後ガイドヘルプボランティアで経験を積んだ。平成12年4月には、介護保険制度施行に合わせて在宅系サービスも立ち上げ、札幌市の介護基準該事業所の認定を受けた。

「それからの半年間ぐらいは、他のNPOなどのお手伝いをしていましたが、自分たちもNPOという社会的に認知された存在として仕事をしたかったので、翌年の10月にNPOの認証取得を受けたのです」

そして現在では、道内に5事業所と65名のスタッフを擁する団体にまで成長させている。

「これまでの介護保険事業だけでなく、今では障がい者や児童の居宅事業のほか、通院移動の介助やガイドヘルプなど幅広く事業を展開しています」と保木本理事長は胸を張る。こうしたエネルギーな活動の原点は「社会へ恩返しをしたい」という気持ちにあることは言うまでもない。

建設業の経験を生かして理事長自らが設備を改修

しかし、ここに至るまでの道のりは決して平坦ではなかった。

「平成10年に始めた当初は、自分の家でやっていたんですよ。子供もまだ小さかったので、事務所なのか自宅なのか分からないよう

な状態でした。そうこうしているうちに、ヘルパーさんの出入りも多くなり、駐車場も確保しなければならなくなったので、札幌市清田区の1DKの小さなアパートの一室に移ったのです」

その後、平成15年7月、介護支援費事業の認可を受け、中央区に中央センターを設置した。それから1年ほどした平成16年6月、重度身体障害者の介護支援専門員である中村貴子さんが応募してきた。

中央センターとはいっても、居宅介護支援事業所として使用していたのは、築後50年の老朽化した木造アパートだった。両下肢まひ2級で車椅子を使用している中村さんが勤務するには、数々の改善が必要であった。

玄関先には30センチの段差があったので、かつて建設業を営んでいた保木本理事長自らが車両専用段差解消ステップを仮設した。トイレも和式で、中村さんが利用できるものではなかったため、風呂場を簡易トイレに改造して急場をしのいだ。

「理想のバリアフリー環境からは程遠い状況でしたが、本人は本当によく頑張ってくれました」と保木本理事長は当時を振り返る。

しかし、今後も中村さんに継続的に勤務してもらうためには、そのままの状態を続けるわけにはいかない。また、介護支援専門員の資格を持っているとはいえ、車椅子の中村さんにはどうしても業務上の限界がある。これらの問題を保木本理事長は素晴らしいアイデアと熱意で解決していった。



同僚たちとの間でも笑顔が絶えない。

問題点と対応策

1

介護支援専門員の業務が円滑にすすめられるか不安があった。

>> 健常者の介護支援専門員とペアを組んで仕事をする事で、業務が効率よく行われるようになった。

2

雇用した際、利用者側からの偏見と誤解を危惧していた。

>> 心遣いの行き届いたサービスを提案することができる資質を兼ね備えていたうえ、ペアで担当する仕組みも評価され、利用者から偏見なく受け入れられた。

3

その後、事業を集約した厚別事業所でも車椅子では勤務しづらい点が多々あった。

>> 賃貸物件の所有者の理解と厚意のもと、作業施設工事と福祉施設工事を計画し、施設の改造を行った。

詳細は48Pでクローズアップ

4

施設の改造に当たって、経済面の負担が心配された。

>> 第1種作業施設設置等助成金と障害者福祉施設設置等助成金を活用した。

ここが聞きたい! 雇用の場はもっと広がる!

障がい者には大きな可能性がある

雇用するに当たっては、自分も障がい者ということもあり、まったく違和感がありません。それに、障がい者が言いたくも言えない部分や我慢している部分などよく分かる。私はそういった部分を取り除いてあげるようにしています。

しかし、それは私だけが取り除いてあげたんじゃ駄目で、私を感じたことを健常者の従業員に伝えて、教育するということがあります。障がい者に対しても、「臆することはないんだよ」といつも言ってあげているので、職場では何にも遠慮はありません。好きなこと、勝手なことを言ってますよ（笑）。

成澤さんはNPOの紹介でウチに来てもらっているのですが、ハローワークの紹介だったら給与の何分の1か

保木本茂雄理事長

は助成金が出ますけど、彼女の場合は出ない。そうした点が改善されれば、雇用の場も広がるのではないのでしょうか。

障がい者の方にはもっともっと社会に参加してもらいたいですね。目が不自由だとマッサージ師など職種が制限されるということは哀しい。視覚障がい者と目の見える聴覚障がい者が二人一組になれば、お互いができない部分を補いあって寿司屋ができる。みんなには「起業もできるんですよ!」ということを教えていきたい。今後、厚別ヘルパーステーションに、そば打ちのブースやにぎり寿司のブースなどをつくって職業訓練のようなことをしていければと考えています。そうすれば、雇用の幅もきっと広がるはずです。



1

健常者とペアを組むことで
業務を効率よく分担

平成16年6月、両下肢まひ2級で車椅子を利用している中村さんを雇用したとき、中村さんはすでに介護支援専門員の資格を取得していた。

介護支援専門員とは、介護を必要としている人に合った総合的なケアプラン（介護サービスの利用計画）作りをする人のこと。利用者や家族の希望を聞きながら、サービス事業者との連絡や調整を本人に代わって行うだけに、利用者にとってもサービス事業者にとっても、なくてはならない存在だ。中村さんの担う役割は重要で、当然それなりのスキルがなければ務まらない。

介護支援専門員になれるのは、「保健・医療・福祉の各分野で5年（または10年）以上の実務経験があり、筆記試験に合格後、実務研修を終了した人」とされており、健常者でも根気強く勉強しなければならない。中村さんはこの難関を突破してきたわけで、「事務能力ばかりでなく企画や提案力もあり、さすがと思わせる」（保木本理事長）ところがあるという。

しかし、介護支援専門員はその仕事の性格上、利用者の居宅を訪問して、どんな状況で生活しているのかを的確に把握しなければならない。この点、車椅子の中村さんには明らかにハンディがあった。

そこで、保木本理事長が考え出した方法が、「中村さんと他の健常者の介護支援専門員がペアを組んで2名の介護保険利用者を共有し、業務分担しながら担当する」という方法であった。

業務分担の具体的方法は、健常者の介護支援専門員が利用者訪問のための外勤業務を中心とした高齢者介護型の役割を担当し、中村さんは内勤業務を中心とする事務担当型の役割を担当するというもの。

この結果、車椅子使用中の中村さんは専ら内勤業務に従事することが可能になり、事務担当型の介護支援専門員として、最大限の職業能力を発揮することができるようになった。そして、利用者にはより満足度の高い良質のサービスの提供が可能となった。

また、「社の家」では、事務所の1階でデイサービス事業を行っているが、介護支援専門員にとってはデイサービス事業に通ってくる利用者を見守りながら状況観察し、今後のケアプランに反映させることが重要な業務になるので、その業務が円滑に遂行されるように、中村さ



パソコンにデータを入力する成澤さん。スピードは、健常者とほとんど変わらない。

んを含む2名の介護支援専門員を1階に優先して配置することにした。

2

体の不自由な状態や気持ちを
理解してくれる介護支援専門員

「介護支援専門員が重度身体障害者だと知ったら、介護保険を利用する本人や家族から、人を替えてくれと言われてたり、能力を疑われたりするのではないかと、中村さんを雇用した当初は心配もありました」

しかし、保木本理事長たちの心配は取り越し苦労にすぎなかった。中村さんが非常に明るい性格で、何事にも積極的に取り組み、常に細部にわたる心遣いの行き届いたサービスを提供できる資質を備えていたことが幸いしたのだ。中村さんは、利用者やその家族にうまく溶け込むことができ、誰からも愛される介護支援専門員となった。

もちろん、中村さんと健常者の介護支援専門員がペアを組んでいることで、より質の高いサービスが提供できたことが評価されたという点もある。

「思うように体が動かなくなってきたお年寄りから見ると、車椅子を使用している介護支援専門員は、むしろ自分たちの不自由な状態や気持ちをわかってくれるということで、信頼感が増したようです」と保木本理事長。当初の危惧が杞憂に終わり、重度の身体障がい者と健常者が一体となった事業活動を展開できたことに大いに満足しているという。

そして、中村さんが一生懸命に仕事をする姿に心を動かされ、全従業員の総意のもと、平成17年4月には両下肢機能障害2級の成澤利津子さんを事務職として新たに雇用することにもつながった。

3

雇用環境改善プロジェクトチームを組んで 車椅子でも働きやすい職場づくりを推進

平成16年11月、札幌市厚別区に厚別ヘルパーステーション事業とデイサービス事業を開設し、同時に、前述の居宅介護支援事業所も同地に移転させ、事業を厚別事業所に集約し効率化を図った。移転先も賃貸物件だったが、幸い所有者の理解と厚意により、限られた間取りの中であって、中村さんの快適な職場環境を確保するための作業施設工事（玄関スロープおよびトイレ工事）、福祉施設工事（階段昇降機およびドア拡張工事）を計画することになった。

さらに、住環境コーディネーター、建築工事請負業者、理事長、総務管理者、デイサービス事業責任者に、中村さんを加えた6名を構成員と

するプロジェクトチームを設置し、雇用環境改善のための工事の計画を策定した。

改善のための工事としては、玄関スロープの設置、玄関ドアの拡張、1階介護支援専門員事務室の設置に伴う車椅子使用者に対応したトイレの設置、2階休憩室の設置に伴う階段昇降機の設置、ドアの取り替え・引き戸とドア幅の拡張を行った。

建築技術面のうち、特に打ち合わせに時間を費やした点は、玄関スロープの設置工事計画だった。車椅子使用者の自力走行を可能にするには、傾斜こう配について1/12を確保することが必要だったが、実際には直線10メートルのスロープ設置は困難なので、5メートルで折り返す方式を採用した。



片道約30秒で移動する階段昇降機



玄関スロープは5メートルで折り返す方式となったが、車椅子での移動は以前よりスムーズになった。



デイサービスを受ける高齢者にも配慮したトイレ



引き戸はとてもしずらかに開け閉めできる。

4

助成金制度の活用

ハローワーク札幌東から障害者雇用納付金制度に基づく助成金の情報提供を受け、平成16年8月、社団法人北海道障害者雇用促進協会を訪問し、雇用管理面および建築技術面について指導を仰いだ。

「杜の家」では、重度の身体障がい者の雇用継続を図るために、入社から退社までの職業生活全般を見直した結果、雇用環境を総体的に改善する必要があったので、第1種作業施設設置等助成金¹と障害者福祉施設設置等助成金²を活用している。「2種類の助成金を活用させていただきましたが、今後は、作業施設と福祉施設の区別なく、職業生活全般について総合的に助成される助成金メニューが追加されることを念願しています。」(保木本理事長)という。

なお、助成金申請から工事竣工までの経過は次のとおり。

- ・平成16年9月22日 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の受給資格に関する認定の申請受理
- ・平成16年11月18日 助成金受給資格認定決定
助成金の種類：第1種作業施設設置等助成金
および障害者福祉施設設置等助成金
認定額合計：500万円
- ・平成16年11月21日 工事請負契約締結および工事着工
- ・平成16年12月28日 竣工

中村さんを1階に優先して配置するため施行した職場改善であるが、玄関スロープの設置および玄関ドアの拡張等改善工事を行ったことにより、中村さんは、内勤業務にとどまらず利用者宅の訪問等、積極的に外勤業務も行うようになった。

1 第1種作業施設設置等助成金・・・

障害者を常労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成する障害者作業施設設置等助成金のうち、作業施設等の設置または整備を行う場合に支給されるもの。

2 障害者福祉施設設置等助成金・・・

障害者を常労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。

肢体不自由者からみた「働きやすい職場」とは

障がい者を決して甘やかさないことが「働きやすい職場」です

成澤利津子さん

平成17年の4月から「杜の家」で働いていますが、周りの人たちは仕事に限らずいろんな話をしたりして、毎日がとても楽しいですね。

主な仕事は領収書と出勤簿の整理で、領収書のデータは整理した後、パソコンに入力しています。領収書は糊付けしたりするので、少し時間がかかりますが、結構楽しんでやっています。周りの人たちはとても優しい人たちばかりです。厳しいときもありますけどね(笑)。

一般の会社に初めて勤めさせていただいているわけですけど、障がい者だからといって甘やかせるんじゃないくて、みんな同じだという感じで仕事をさせてもらっているのがうれしい。設備も十分に整っていますから、充実した時間を過ごしています。

仕事を任せてもらえることが大切

中村貴子さん

何をするにも普通の人の2倍、3倍くらいの時間がかかりますが、仕事を任せてもらえることにやりがいを感じます。自分にも自信が持てるようになって、何事にも挑戦するようになりました。精神的に強くなったと思います。

また、仕事に少しは役に立てていると思うことで、自己満足かもしれませんが、職場を通じて社会の一員になれた気がしています。職場の人たちは、私を障がい者として扱うのではなく1人の人間として扱ってくれています。こうした人間関係は、障がい者が働くうえで重要なことではないでしょうか。